

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成25年3月1日
【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】 山口 節一
【電話番号】 03-5208-5211
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J A S D A Q - T O P 2 0 上場投信
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 50億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月5日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（4）【その他の手数料等】

<訂正前>

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

a. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用

b. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用

c. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

d. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

e. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

f. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

g. 格付の取得に要する費用

h. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

i. 受益権の上場に係る費用

j. 対象指標その他これに類する標章の使用料

ファンドの上場に係る費用

• 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。

• 上場の年賦課金：6か月間ごとに純資産総額の0.084%（税抜0.08%）、毎年末の純資産総額に対し

て、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。

- 上記の他、新規上場に際して、52.5万円（税抜50万円）の費用があります。

委託会社は、上記 に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を何時にても見直すことができるものとし、

上記 の場合において、上記 に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記 に規定する見積率の上限は、年万分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとし、

<訂正後>

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記aからgまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h. 格付の取得に要する費用
- i. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

ファンドの上場に係る費用

- 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。

- 上場の年賦課金：6か月間ごとに純資産総額の0.084%（税抜0.08%）、毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。
- 上記の他、新規上場に際して、52.5万円（税抜50万円）の費用があります。

委託者は、上記 および に定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。